

特別養子縁組に関して改善が期待される課題

磯 谷

- (ア) 幼少期から養親候補者に養育されており、すでに親子としての実体もあるにもかかわらず、単に年齢を徒過したことから特別養子が認められないケース【年齢要件】
- (イ) 裁判手続が進んだ後に実父母の同意が撤回されることによって、すでに形成された養親子関係が覆され、子の利益に反すると思われるケース。また、そのような事態を危惧して養親候補者が特別養子縁組をちゅうちょするケース【同意撤回】
- (ウ) 養親候補者が申立人として裁判手続を主導しなければならず、同意不要要件やその他の要件をめぐり実父母と対決することを負担に感じ、特別養子縁組をちゅうちょするケース【裁判手続】
- (エ) 実父母の同意が得られないケースで、養親候補者が同意不要要件が満たされるのかどうか判断できず、特別養子縁組をちゅうちょするケース【裁判手続】
- (オ) 養親候補者が裁判手続のなかで自身のプライバシー情報を開示されてしまい、特別養子縁組成立後、実父母から連絡を受けてしまうケース。また、そのような事態を危惧して養親候補者が特別養子縁組をちゅうちょするケース【裁判手続】
- (カ) 父母が離婚し、母が子を引き取ったが、父は長期間にわたり正当な理由なく子と面会交流せず、養育費も支払っていないにもかかわらず、母が特別養子縁組を決意したのに対し、父が同意しないケース【同意不要要件】
- (キ) 祖母、祖母の内縁の夫、母（未成年）の三人家族において、内夫が母を姦淫し、母が子を出産したが、祖母や母は特別養子縁組を希望するのに、内夫が認知をした上で、同意しないケース【同意不要要件】